

市第 196 号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例等の一部改正

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 3 月11日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例等の一部を改正する条例

（横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部改正）

第 1 条 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関す
る条例（昭和31年 8 月横浜市条例第30号）の一部を次のように改
正する。

第 2 条中「 1,200,000 円」を「 1,179,000 円」に、「 1,080,00
0 円」を「 1,061,000 円」に、「 1,000,000 円」を「 983,000 円
」に、「 990,000 円」を「 973,000 円」に、「 970,000 円」を「
953,000 円」に改める。

（横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部改正）

第 2 条 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
（昭和31年 8 月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正す
る。

第 3 条第 2 項中「 50,000円」を「 49,000円」に、「 900,000 円

」を「 884,000 円」に改める。

別表教育委員会の委員の項から人事委員会の委員の項までを次のように改める。

教育委員会の委員	月額	355,000	円
選挙管理委員会			
市委員会の委員	月額	275,000	
区委員会の委員	同	135,000	
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に補充された委員	日額	13,000	
監査委員			
識見を有する者のうちから選任された者	月額	355,000	
議員のうちから選任された者	同	92,000	
人事委員会の委員	月額	355,000	

(横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例(昭和31年8月横浜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,453,000円」を「1,428,000円」に、「1,168,000円」を「1,148,000円」に改め、同条第2項中「825,000円」を「811,000円」に改める。

第10条第2項中「970,000円」を「953,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提 案 理 由

市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申に基づき改定する等のため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

る条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

**（上段 改正案
下段 現 行）**

（議員報酬）

第 2 条 議長、副議長、常任委員会等の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議 長	月 額	<u>1,179,000 円</u> 1,200,000 円
副 議 長	月 額	<u>1,061,000 円</u> 1,080,000 円
委 員 長	月 額	<u>983,000 円</u> 1,000,000 円
副 委 員 長	月 額	<u>973,000 円</u> 990,000 円
議 員	月 額	<u>953,000 円</u> 970,000 円

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

**（上段 改正案
下段 現 行）**

（報酬の額）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 前条第 24 号に規定する非常勤の職員の受ける報酬の額は、日額

49,000 円
50,000 円 又は月額 884,000 円
900,000 円 を超えない範囲内で任命権者が定める

。

(第 3 項 省 略)

別 表

職 名	報 酬 の 額
教育委員会の委員	月額 $\frac{355,000}{362,000}$ 円
選挙管理委員会	
市委員会の委員	月額 $\frac{275,000}{280,000}$
区委員会の委員	同 $\frac{135,000}{138,000}$
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に補充された委員	日額 13,000
監査委員	
識見を有する者のうちから選任された者	月額 $\frac{355,000}{362,000}$
議員のうちから選任された者	同 $\frac{92,000}{94,000}$
人事委員会の委員	月額 $\frac{355,000}{362,000}$
(省 略)	

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜
粹）

($\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}}$)

第 3 条 市長及び副市長の給料の額は、次のとおりとする。

市 長	月 額	$\frac{1,428,000 \text{ 円}}{1,453,000 \text{ 円}}$
副 市 長	月 額	$\frac{1,148,000 \text{ 円}}{1,168,000 \text{ 円}}$

2 常勤の監査委員の給料の額は、月額 $\frac{811,000 \text{ 円}}{825,000 \text{ 円}}$ とする。

(公 営 企 業 管 理 者 等 の 給 料 及 び 手 当)

第 10 条 (第 1 項 省 略)

2 公営企業管理者の給料及び手当について、市長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、第 2 条及び第 4 条から第

8 条までの規定の例により、定めることができるものとし、退職手当の額及び支給方法については、一般職職員の例による。この場合において、給料は、月額 $\frac{953,000 \text{ 円}}{970,000 \text{ 円}}$ 以内において、予算の定めるところによる。